愛知県管理道路における草刈作業の地域住民団体等への委託実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県管理道路において、地域に密着したきめ細かな草刈り作業を県と地元市町村、地域住民が一体となって推進するとともに、道路の効率的な維持管理を目指して、地域住民団体等に草刈り作業を委託するため、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 「地域住民団体等」とは、自治会、婦人会、老人クラブ、市民団体及びこれに準ずる団体のうち、自発的な意志により、前条の趣旨に合った活動を行う団体で、地元市町村に在住・在勤している代表者及び会員により構成されている団体をいう。

(草刈り区間の公表)

- 第3条 建設事務所長(以下「所長」という。)は、毎年度当初、県が通常草刈りを実施している区間のほか所長が必要と認めた区間のうち、地域住民団体等から草刈り作業の要望があり、地域住民団体等への委託が望ましい区間を定め、公表するものとする。
- 2 実施面積は概ね1委託あたり500m²以上とする。

(実施方法)

- **第4条** 所長は、前条により定めた区間について、毎年4月末日までに草刈り実施を希望する地域住民団体等を別に定める要領により公募する。
- 2 当該区間で草刈りを行おうとする地域住民団体等は、毎年5月15日までに作業実施計画書(様式1)を所長に提出するものとする。
- 3 作業実施計画書(様式1)などの本事業に関係する書類の提出方法は、窓口による提出の他、郵送や電子メール(あらかじめ所長の確認を要する)とすることができる。
- 4 所長は作業実施計画書が提出された場合は、別に定める基準により地域住民団体等を選定する。
- 5 所長は地域住民団体等から作業実施計画書が提出された初年度に、それぞれの役割について市町村長と協定(様式2)を締結するとともに、この協定に基づき、毎年度、刈草などの受け入れ条件について、地元市町村長と協議(様式2-1、2-2)を行うものとする。
- 6 具体的な実施箇所については、所長が平面図を作成し、地域住民団体等に提示するものとする。

(契約の締結)

第5条 前条第5項に定める協定書第5条の規定に基づき、所長は地域住民団体等の代表者と委託契約(様式3)を締結し、市町村長に通知するものとする。

(契約額)

- 第6条 契約額の算定は、 m^2 あたりの単価に基づくものとし、毎年度所長が別途定めるものとする。
- 2 契約額については、草の刈り取り回数により定めるものとし、刈り取り回数2回に要する経費を上限とする。
- 3 契約額については、消費税額を含むものとする。

(草刈り作業の一時中止等)

第7条 洪水、地震などの天災により、草刈り区間の状態が変化したため、地域住民団体等が草刈作業をできないと認められるときは、所長は作業を中止又は一時中止させなければならない。

(完了報告)

第8条 地域住民団体等は草刈り作業を完了したときは、その都度直ちに作業完了報告書 (様式4)を所長に提出しなければならない。

(完了検査)

- **第9条** 所長は検査員任命書(様式5)により、所内の職員を検査員に任命するものとする。
- 2 所長は作業完了報告書を受けたときは、その都度直ちに前項の検査員に検査を実施させ、検査員は復命(様式6)を行うとともに、全ての作業の検査が完了した時点で作業 完了認定書(様式7)により通知しなければならない。
- 3 検査時の基準は別記1のとおりする。
- 4 検査の結果修補が必要なときは、検査員は、修補指示書(様式8)による指示を行う。

(支払い)

第10条 所長は、作業完了認定書により認定した地域住民団体等から請求書(様式9)による請求を受けたときは、30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約の解除等)

第11条 所長は地域住民団体等が契約条項を適正に履行しない場合は、契約を解除することができるものとし、契約を解除した場合は市町村長に通知するものとする。

(保険等)

- **第12条** 地域住民団体等は、傷害保険と賠償責任保険に加入するものとする。ただし、既に同趣旨の傷害保険と賠償責任保険に加入している場合は、この限りではない。
- 2 作業中の事故及び第三者との紛争については、地域住民団体等の責任において処理するものとする。

(重複実施の禁止)

第 13 条 地域住民団体等に草刈り業務を委託した区間と通常の業者請負で実施する区間 との重複実施は行わないものとする。

(委託料の使途)

第14条 委託料は地域住民団体等の活動資金に充てるものとし、草刈作業の参加者の報酬 (実費弁償を除く)とはしないものとする。

(他市町村との調整)

第15条 所長は、地域住民団体等の草刈り業務において発生する刈草について、発生した 市町村と異なる市町村において処分が必要になった場合には、廃棄の処理及び清掃に関 する法律第6条第3項により、刈草が発生する市町村長と協議し指示を得なければなら ない。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項については、地域住民団体等、市町村長及び所長が協議して定めること。

附則

この要領は、平成22年4月5日から施行する。 附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。 附則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。 附則

この要領は、令和 2年4月1日から施行する。 附則

この要領は、令和 3年1月1日から施行する。